

二十五

立案大正五年一月廿五日

決裁大正五年月日

爵位課長

宗秩寮總裁



宮内事務官

叙位ノ件  
頭部院智府中祀院各儀抄昇陽

大正五年一月廿五日  
臺帳記入  
月十四日宮報報告濟

宮内省

(三十六)

169

裏面白紙



朝鮮總督府中樞院參議朴尋陽

叙位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正十四年一月十三日

内閣總理大臣加藤高明



内

閣

確法 第七 號

案 起  
正 年一月十三日

決 裁  
定 可  
年 年  
月 月  
日 日  
行 施

年  
月  
日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官



叙正五位  
正七位 朴 彞 陽

内閣

裏面白紙

病氣死

171

拓第 號 大正十四年一月十二日午前 四時五十分受 主任

宛名 內閣拓殖局長 發信人 朝鮮總督

電報譯文

內閣總理大臣宛

(中樞院參議)(奏任侍選)正七位 朴驥陽病氣危篤、此本人ハ旧韓國政府時代ニ於テ教官ヲ歴任シ光武十年八月 貴省 觀察使(勅任)ニ進ミ日韓併合後、本府取調局委員 旧慣制度調査委員會囑託トシテ 精勵シ 大正十年四月 現職ヲ仰付 ラレタルモノニシテ 永年 洛勤能ク 其ノ職責ヲ盡シ 功績顯著、モノニ付特ニ 正五位ニ叙位、件 御註議 相成 タシ

三、八、二六、  
龍岡郡守(奉)  
三、九、四、  
安島郡守(奉)  
三、八、八、  
貴省 觀察使(奉)  
三、八、二、  
三、八、一、  
三、八、一、

明治三十九年以來至御追算  
滿二十年也トナル  
拓殖事務局

めくれず

裏面白紙

拓第 號 大正十四年一月十二日午後 四時五十分受 主任

宛名 内閣拓殖局長 發信人 朝鮮總督

電報譯文

内閣總理大臣宛

(中樞院參議)(奏任侍選)正七位 朴壽陽病氣危篤、此本人、旧韓國政府時代ニ於テ 教官ヲ 歴任シ 光武十年八月 黃海道 觀察使 (勅任)ニ 進ミ 日 韓併合後、本府取調局委員 旧慣制度調査 委員會囑託トシテ 精勵シ 大正十年四月 現職ヲ 仰付 ラレタルモノニシテ 永年恪勤能ク 其ノ職責ヲ 盡シ 功績顯著、モノニ付特ニ 正五位ニ 叙 位、件 御詮議 相成 タシ

三九、二一  
三九、二一  
三九、二一

三九、二一  
安島即守(三才)  
三九、二一  
三九、二一  
三九、二一  
三九、二一

拓殖事務局

拓人根第一九〇號

大正十四年一月十三日

内閣拓殖局長濱田恒之



内閣總理大臣子爵加藤高明殿

朝鮮總督府中樞院參議朴彗陽病氣危篤三付  
特旨叙位一件別紙朝鮮總督電稟書及進  
達候也

拓殖事務局

立案大正四年一月三日

決裁大正四年一月三日

宣下相成候條此旨及傳達候位記

宣下相成候條此旨及傳達候位記

案

正七位 朴 彞 陽

叙正五位

宮 内 省

右之通本日 宣下相成候條此旨及傳達候位記 謹令ハ迄乎可及回送候也

大正十四年一月十三日

宗秩寮總裁

内閣抄紙片長

官報ス

裏面白紙

結二一

一朝銀位初名中紀院冬漢正名朴尋陽

右位記輯辭令及回送候條交付方御取計有之度候也

大正十四年一月十四日

宇治 齋藤 宗吉  
内閣 事務 長



宮内省